五色ノ浜の横浪メランジュ	高知県土佐市宇佐町竜字崎山	五四三メートル）、NO九一地点（X＝九二〇八〇・四〇六メートル、Y＝七三八四七・二三二メートル）、NO九二地点（X＝九二〇六二・二〇九メートル、Y＝七三八六九・四二三メートル）、NO九三地点（X＝九二〇六三・九五四メートル、Y＝七三七三・四四九メートル）、NO九四地点（X＝九二〇六五・四四三メートル、Y＝七三七三・四九八メートル）、NO九五地点（X＝九二〇六八・九四三メートル、Y＝七三八五・一七二メートル）、NO九六地点（X＝九二〇六二・四五〇メートル、Y＝七三八五・五六八メートル）、NO九七地点（X＝九二〇五九・一五四メートル、Y＝七三九一一・六八五メートル）、NO九八地点（X＝九二〇四三・一四五メートル、Y＝七三九二〇・九二八メートル）、NO九九地点（X＝九二〇三五・七六八メートル、Y＝七三九二一・一七八メートル）、NO九一〇地点（X＝九二〇三六・五六メートル、Y＝七三九二六・三七六メートル）、NO九一一地点（X＝九二〇三二・〇八一メートル、Y＝七三九三三・二八九メートル）、NO九一二地点（X＝九二〇二七・一八四メートル、Y＝七三九四〇〇・二一〇五メートル）、NO九一三地点（X＝九二〇一六・一三五メートル、Y＝七三九四三・九二メートル）、NO九一四地点（X＝九二〇一〇・一三五メートル、Y＝七三九五二・三〇八メートル）、四〇八―一八二七地点（X＝九二〇〇五・八四六メートル、Y＝七三九六四・七二二メートル）、四〇八―一八二八地点（X＝九二〇〇二・九五〇メートル、Y＝七三九七三・七五四メートル）、四〇八―一八二九地点（X＝九一九九〇・五九九メートル、Y＝七三九六九・七〇八メートル）、NO一一地点（X＝九二〇二五・八〇四メートル、Y＝七四〇二一・九六五メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
小鶴津の興津メランジュ及びシュードタキライト	高知県高岡郡四万十町小鶴津字小鶴津灘西山	
	同　字滝ノ下	

備考　地域に関する実測図を徳島県教育委員会及び那賀町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣　髙木　義明

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
水城跡	大正十年内務省告示第三十八号、昭和十三年文部省告示第三百七十六号、昭和二	福岡県大野城市下大利三丁目 同　四丁目	一七番八 六九六番二

原の辻遺跡	平成九年文部省告示第百五十三号、平成十二年文部省告示第百七十三号、平成十年文部科学省告示第百五号、平成十九年文部科学省告示第百七号及び平成二十一年文部科学省告示第八号	十八年文化財保護委員会告示第十七号、昭和四十九年文部省告示第百三十六号、昭和五十二年文部省告示第八十号、昭和五十三年文部省告示第十一号、平成六年文部省告示第九十四号、平成十年文部省告示第百二十号、平成六年文部省告示第百十六号、平成十年文部省告示第百二号、平成十一年文部科学省告示第百七号及び平成二十年文部科学省告示第八号及び平成二十年文部科学省告示第五号
	同　太宰府市吉松二丁目 同　水城三丁目	一八九番一、一八九番二、一八九番五 二三番四
	長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触字不條	一〇九三番四、一〇九三番五、一〇九三番六、一〇九四番四、一〇九四番五、一〇九四番六

○文部科学省告示第十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣　髙木　義明

上欄		中欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域	名称	
佐渡金山遺跡	平成六年文部省告示第七十三号、	新潟県佐渡市相川下戸村	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅷ座標系を基準とする二一〇三七地点（X＝二二五一五二・〇一九	佐渡金銀山遺跡	